

介護報酬の算定構造

介護サービス

 : 令和3年4月改定箇所

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス
- 4 介護医療院サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

1 訪問介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
訪問介護費又は共生型訪問介護費	イ 身体介護	(1) 20分未満 (167単位)	所要時間が20分から起算して25分を增すごとに+17単位(201単位を限度)	×200/100	夜間又は早期の場合+25/100 深夜の場合+50/100	特定事業所加算(Ⅰ) +20/100 特定事業所加算(Ⅱ) +10/100 特定事業所加算(Ⅲ) +10/100 特定事業所加算(Ⅳ) +5/100	指定居宅介護事業所で障害者居宅介護従業者基礎研修修了者等により行われる場合×70/100 指定居宅介護事業所で重度訪問介護従業者基礎研修修了者により行われる場合×93/100 指定重度訪問介護事業所が行われる場合×93/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問介護加算
	(2) 20分以上30分未満 (250単位)											
	(3) 30分以上1時間未満 (396単位)											
	(4) 1時間以上 (579単位に30分を増すごとに+84単位)											
ロ 生活援助	(1) 20分以上45分未満 (183単位)	(1) 20分以上45分未満 (183単位)	(2) 45分以上 (225単位)	+15/100	+10/100	+5/100	1回につき+100単位					
ハ 通院等乗降介助 (1回につき 99単位)												
ニ 初回加算 (1月につき +200単位)												
ホ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)											
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)											
ヘ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)											
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)											
ト 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イから△までにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)											
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)											
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)											
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)											
チ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イから△までにより算定した単位数の合計										
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)											

：「特別地域訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合(を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入)

※ 緊急時訪問介護加算の算定時に限り、身体介護の(1)20分未満に引き続き、生活援助を行うことも可能。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問介護費のイから△まで及び「身体介護」に引き続き生活援助を行った場合(Ⅱ)について、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

2 訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員3人が行った場合	注 全身入浴が困難で、演習又は部分浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	注 特別地域訪問入浴介護加算	注 中山間地域等における小規模事業所加算	注 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 訪問入浴介護費 (1回につき 1,260単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1回につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1回につき +3単位)	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1回につき +4単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×58/1000)	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×23/1000)	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×21/1000)	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×15/1000)				注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計

：「特別地域訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定の単位数を算入

※介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能

※令和3年9月30日までの間は、訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
- 単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
- ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
- +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

3 訪問看護費

	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
基本部分	准看護師の場合	夜間又は早朝の場合、若しくは深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の訪問看護を行う場合	要介護5の場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算(※)	特別管理加算	ターミナルケア加算	医療保険の訪問看護が必要であるものとして主治医が発行する訪問看護指示の文書の訪問看護指示期間の自数につき減算(1日につき)
イ 指定訪問看護ステーションの場合	×90/100	夜間又は早朝の場合 +25/100 深夜の場合 +50/100	30分未満の場合 +254単位	30分未満の場合 +201単位	+300単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき +574単位	1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合 +2,000単位	
(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (313単位)			30分未満の場合 +402単位	30分以上の場合 +317単位										
(2) 30分未満 (470単位)														
(3) 30分以上1時間未満 (621単位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,125単位)														
(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (293単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は90/100														
ロ 病院又は診療所の場合	×90/100				+300単位						1月につき +315単位			
(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護師による訪問を行った場合算定可能 (265単位)														
(2) 30分未満 (398単位)														
(3) 30分以上1時間未満 (573単位)														
(4) 1時間以上1時間30分未満 (842単位)														
ハ 定期巡回・随時対応訪問介護看護事業所と連携する場合 (1月につき 2,958単位)	准看護師による訪問が1回でもある場合 ×98/100					+800単位					1月につき 訪問看護ステーションの場合 +574単位 病院又は診療所の場合 +315単位			-97単位
ニ 初回加算 (1月につき +300単位)														
ホ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)														
ヘ 看護・介護職員連携強化加算 (1月につき +250単位)														
ト 看護体制強化加算 (イ及びロを算定する場合のみ算定)			(1) 看護体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +550単位)											
			(2) 看護体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)											
チ サービス提供体制強化加算			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)											
	(1)イ及びロを算定する場合		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)											
			(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +50単位)											
	(2)ハを算定する場合		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +25単位)											

「特別地域訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間・深夜の訪問看護に係る加算を算定できるものとする。

※ 令和3年9月30日までの間は、訪問看護費のイからハまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 訪問リハビリテーション費

基本部分			注	注	注	注	注	注		
イ 訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	1回につき 307単位	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	リハビリテーションマネジメント加算(A)	リハビリテーションマネジメント加算(B)	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
	介護老人保健施設の場合							リハビリテーションマネジメント加算(A) イ 1月につき +180単位 ロ 1月につき +213単位	リハビリテーションマネジメント加算(B) イ 1月につき +450単位 ロ 1月につき +483単位	
	介護医療院の場合							事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	
ロ 移行支援加算 (1日につき 17単位を加算)										
ハ サービス提供体制強化加算	[1] サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +6単位)									
	[2] サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +3単位)									

：「特別地域訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算定の単位数を算入
 ※ 令和3年9月30日までの間は、訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

5 居宅療養管理指導費

基本部分			注	注	注
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 居宅療養管理指導費(Ⅰ) (2)以外	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (516単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人以下 に対して行う場合 (486単位) (3) (1)及び(2)以外の場合 (440単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (298単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (286単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (259単位)			
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病院又は診療所の 薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (565単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (416単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (379単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理 指導事業所の管理 栄養士が行った場合 (443単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (544単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(2) 当該指定居宅療養管理 指導事業所以外の管理 栄養士が行った場合 (423単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (524単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (466単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (423単位)			
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (514単位) (2) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (443単位)	(一) 単一建物居住者1人 に対して行う場合 (516単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人 以下に対して行う場合 (486単位) (三) (一)及び(二)以外の場合 (440単位)			
		(四) 療育通信機器を用いて行う場合 (月1回を限度) (45単位)			

※ ハ(2)(一)(二)(三)について、がん末期の患者及び中心静脈栄養患者については、週2回かつ月8回算定できる。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、居宅療養管理指導費のイからホまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

9 短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
		移動を行う職員の数等を考慮しない場合	利用者の数及び入所者の数等を考慮しない場合	医師、看護師、介護職員、理学療法士、作業療法士、作業療法士、作業療法士等の職員が常勤で不在の場合	実働のユニットリーダーをユニットの中心に配置し、作業療法士が不在の場合に於ける代替の職員が常勤で不在の場合	後援職員を算入	個別ヘルパーステーション実働加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	認知症ケア加算	緊急短期入所実働加算	緊急短期入所実働加算	緊急短期入所実働加算	緊急短期入所実働加算	
(一) 介護老人保健施設短期入所療養介護費 (1日につき)	a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【基本型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位									
		第2号 (1) 250 (単位)													
		第3号 (1) 250 (単位)													
		第4号 (1) 250 (単位)													
	b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <在宅型個室>【在宅型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位									
		第2号 (1) 250 (単位)													
		第3号 (1) 250 (単位)													
		第4号 (1) 250 (単位)													
	c 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <多床室>【基本型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位									
		第2号 (1) 250 (単位)													
		第3号 (1) 250 (単位)													
		第4号 (1) 250 (単位)													
	d 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <多床室>【在宅型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位									
		第2号 (1) 250 (単位)													
		第3号 (1) 250 (単位)													
		第4号 (1) 250 (単位)													
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
a 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b 介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <療養型老健>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニタ型個室>【基本型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニタ型個室>【在宅型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
c 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅲ) <ユニタ型個室の多床室>【基本型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
d 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅳ) <ユニタ型個室の多床室>【在宅型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニタ型個室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニタ型個室の多床室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニタ型個室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニタ型個室の多床室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
a ユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニタ型個室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
b 経過のユニタ型介護老人保健施設短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニタ型個室の多床室>【療養型】	第1号 (1) 250 (単位)	×97/100	×70/100	×70/100	+240単位										
	第2号 (1) 250 (単位)														
	第3号 (1) 250 (単位)														
	第4号 (1) 250 (単位)														
(3) 特定介護老人保健施設短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(1) 800 (単位)													
	(二) 4時間以上6時間未満	(1) 800 (単位)													
	(三) 6時間以上8時間未満	(1) 800 (単位)													

注 特別療養費
 (一) 療養体制維持特別加算(Ⅰ) (1日につき 27単位を加算)
 (二) 療養体制維持特別加算(Ⅱ) (1日につき 57単位を加算)
 (4) 給食実費加算 (利用中に7日未満を要し、1日につき275単位を加算)
 (5) 療養加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))
 (6) 認知症専門ケア加算 (一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)
 (二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)
 (7) 緊急時治療費 (一) 緊急時治療費(Ⅰ) (緊急時を要し、1日につき8単位を加算)
 (二) 緊急時治療費(Ⅱ) (緊急時を要し、1日につき8単位を加算)
 (8) サービス提供体制強化加算 (一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
 (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
 (9) 介護職員処遇改善加算 (一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×39/1000)
 (二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×29/1000)
 (三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×16/1000)
 (四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)
 (五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)
 (10) 介護職員等特定処遇改善加算 (一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×2/1000)
 (二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×17/1000)
 注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計
 注 所定単位は、(1)から(5)までにより算定した単位数の合計

注 特別療養費、緊急時治療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目
 注 特別療養費、緊急時治療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目
 注 特別療養費、緊急時治療費、サービス提供体制強化加算、介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算は、支給限度管理の対象外の算定項目

ハ 診療所における短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	浴室を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	緊急短期入所受入加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 診療所短期入所療養介護費 (I)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (690 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	+200単位 (7日間を限度)	+90単位 (7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度)	+120単位	片週につき +184単位
		要介護2 (740 単位)								
		要介護3 (789 単位)								
		要介護4 (839 単位)								
		要介護5 (889 単位)								
		要介護1 (717 単位)								
	b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要介護2 (770 単位)								
	要介護3 (822 単位)									
	要介護4 (874 単位)									
	要介護5 (926 単位)									
	要介護1 (708 単位)									
	c 診療所短期入所療養介護費 (iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要介護2 (759 単位)								
	要介護3 (810 単位)									
	要介護4 (861 単位)									
要介護5 (913 単位)										
d 診療所短期入所療養介護費 (iv) <多床室>	要介護2 (846 単位)									
要介護3 (897 単位)										
要介護4 (945 単位)										
要介護5 (995 単位)										
e 診療所短期入所療養介護費 (v) <療養機能強化型A> <多床室>	要介護1 (829 単位)									
要介護2 (887 単位)										
要介護3 (934 単位)										
要介護4 (985 単位)										
要介護5 (1,037 単位)										
f 診療所短期入所療養介護費 (vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要介護1 (818 単位)									
要介護2 (870 単位)										
要介護3 (921 単位)										
要介護4 (971 単位)										
要介護5 (1,023 単位)										
(二) 診療所短期入所療養介護費 (II)	a 診療所短期入所療養介護費 (i) <従来型個室>	要介護1 (611 単位)								
	要介護2 (656 単位)									
	要介護3 (700 単位)									
	要介護4 (746 単位)									
	要介護5 (790 単位)									
	要介護1 (719 単位)									
b 診療所短期入所療養介護費 (ii) <多床室>	要介護2 (763 単位)									
要介護3 (808 単位)										
要介護4 (853 単位)										
要介護5 (898 単位)										
(2) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室>	要介護1 (818 単位)	×97/100							
		要介護2 (869 単位)								
		要介護3 (918 単位)								
		要介護4 (967 単位)								
		要介護5 (1,017 単位)								
	(二) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要介護1 (846 単位)								
		要介護2 (899 単位)								
		要介護3 (950 単位)								
		要介護4 (1,001 単位)								
		要介護5 (1,054 単位)								
	(三) ユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要介護1 (835 単位)								
		要介護2 (888 単位)								
		要介護3 (939 単位)								
		要介護4 (989 単位)								
		要介護5 (1,040 単位)								
	(四) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (I) <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (818 単位)								
		要介護2 (869 単位)								
		要介護3 (918 単位)								
		要介護4 (967 単位)								
		要介護5 (1,017 単位)								
	(五) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (846 単位)								
		要介護2 (899 単位)								
		要介護3 (950 単位)								
		要介護4 (1,001 単位)								
要介護5 (1,054 単位)										
(六) 経過のユニット型診療所短期入所療養介護費 (III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (835 単位)									
	要介護2 (888 単位)									
	要介護3 (939 単位)									
	要介護4 (989 単位)									
	要介護5 (1,040 単位)									
(3) 特定診療所短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)								
	(二) 4時間以上6時間未満	(926 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,289 単位)								
(4) 療養食加算 (1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度))										
(5) 認知症専門ケア加算		(一) 認知症専門ケア加算 (I) (1日につき 3単位を加算)								
		(二) 認知症専門ケア加算 (II) (1日につき 4単位を加算)								
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I) (1日につき 22単位を加算)									
	(二) サービス提供体制強化加算 (II) (1日につき 18単位を加算)									
	(三) サービス提供体制強化加算 (III) (1日につき 6単位を加算)									
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×19/1000)									
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III) (1月につき +所定単位×10/1000)									
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV) (1月につき +(三)の90/100)									
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V) (1月につき +(三)の80/100)									
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計								
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II) (1月につき +所定単位×11/1000)									

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の数に満たない場合	看護士が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	所在地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	緊急短期入所受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (I)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	要介護1 (1,042 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	+90単位 (7日「やむを得ない事情がある場合は14日」を限度)	片道につき +184単位
			要介護2 (1,042 単位)							
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	要介護1 (1,116 単位)							
		要介護2 (1,210 単位)								
		要介護3 (1,304 単位)								
	一般病棟	(二) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (II)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	要介護1 (1,054 単位)						
			要介護2 (1,054 単位)							
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	要介護1 (1,054 単位)							
		要介護2 (1,054 単位)								
		要介護3 (1,054 単位)								
	(三) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (III)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	要介護1 (952 単位)							
		要介護2 (952 単位)								
		b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	要介護1 (1,054 単位)							
		要介護2 (1,054 単位)								
		要介護3 (1,054 単位)								
(四) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (IV)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	要介護1 (942 単位)								
	要介護2 (942 単位)									
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	要介護1 (1,044 単位)								
	要介護2 (1,044 単位)									
	要介護3 (1,044 単位)									
(五) 認知症疾患型短期入所療養介護費 (V)	a 認知症疾患型短期入所療養介護費 (i)	要介護1 (892 単位)								
	要介護2 (892 単位)									
	b 認知症疾患型短期入所療養介護費 (ii)	要介護1 (994 単位)								
	要介護2 (994 単位)									
	要介護3 (994 単位)									
(2) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (I)	要介護1 (792 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					
	(二) 認知症疾患型経過型短期入所療養介護費 (II)	要介護1 (894 単位)								
(3) ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,171 単位)	×70/100	×90/100	×90/100				
			要介護2 (1,246 単位)							
		b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,171 単位)							
		要介護2 (1,246 単位)								
		要介護3 (1,321 単位)								
	一般病棟	a ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要介護1 (1,119 単位)							
			要介護2 (1,194 単位)							
		b 経過型ユニット型認知症疾患型短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要介護1 (1,119 単位)							
		要介護2 (1,194 単位)								
		要介護3 (1,194 単位)								
(4) 特定認知症疾患型短期入所療養介護費	(一) 3時間以上4時間未満	(670 単位)	×70/100	×90/100	×90/100					
	(二) 4時間以上6時間未満	(821 単位)								
	(三) 6時間以上8時間未満	(1,268 単位)								
(5) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(6) 特定診療費										
(7) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)	(1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)	(1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算 (III)	(1日につき 6単位を加算)								
(8) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III)	(1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV)	(1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V)	(1月につき +(三)の80/100)								
(9) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(7)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(1月につき +所定単位×11/1000)								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

注：介護職員処遇改善加算 (IV) 及び介護職員処遇改善加算 (V) については、令和4年3月31日まで算定可能

注：令和3年9月30日までの間は、短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

基本部分				注 運営基準減算	注 特別地域居宅介護 支援加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサー ビス提供加算	注 特定事業所集中減 算
イ 居宅介護支援費 (1月につき)	(1)居宅介護支援費(I)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 (1,076単位)	(運営基準減算の場合) ×50/100 (運営基準減算が2月 以上継続している場合) 算定しない	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき -200単位
			要介護3・4・5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 (539単位)					
			要介護3・4・5 (698単位)					
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 (323単位)					
			要介護3・4・5 (418単位)					
	(2)居宅介護支援費(II)	(一) 居宅介護支援費(i)	要介護1・2 (1,076単位)		+15/100	+10/100		
			要介護3・4・5 (1,398単位)					
		(二) 居宅介護支援費(ii)	要介護1・2 (522単位)					
			要介護3・4・5 (677単位)					
		(三) 居宅介護支援費(iii)	要介護1・2 (313単位)					
			要介護3・4・5 (406単位)					
ロ 初回加算 (1月につき +300単位)								
ハ 特定事業所加算	(1) 特定事業所加算(I) (1月につき +505単位)							
	(2) 特定事業所加算(II) (1月につき +407単位)							
	(3) 特定事業所加算(III) (1月につき +309単位)							
	(4) 特定事業所加算(A) (1月につき +100単位)							
ニ 特定事業所医療介護連携加算 (1月につき +125単位)								
ホ 入院時情報連携加算	(1) 入院時情報連携加算(I) (1月につき +200単位)							
	(2) 入院時情報連携加算(II) (1月につき +100単位)							
ヘ 退院・退所加算 (入院または入所期間中1回を限度に算定)	(1) 退院・退所加算(I)イ (+450単位)							
	(2) 退院・退所加算(I)ロ (+600単位)							
	(3) 退院・退所加算(II)イ (+600単位)							
	(4) 退院・退所加算(II)ロ (+750単位)							
	(5) 退院・退所加算(III) (+900単位)							
ト 通院時情報連携加算 (1月につき +50単位)								
チ 緊急時等居宅カンファレンス加算 (1月に2回を限度に +200単位)								
リ ターミナルケアマネジメント加算	死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上在宅の訪問等を行った場合		(+400単位)					

※居宅介護支援費(I)については、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が40件以上である場合、40件以上60件未満の部分については(II)を、60件以上の部分については(III)を算定する。
 ※居宅介護支援費(II)については、一定の情報通信機器(人工知能関連技術を活用したものを含む。)の活用又は事務職員の配置を行っている場合に算定できる。なお、介護支援専門員1人当たりの取扱件数が45件以上である場合、45件以上60件未満の部分については(II)を、60件以上の部分については(III)を算定する。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、居宅介護支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

2 介護保健施設サービス

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注																		
		変動を行う職員の確保が困難な場合	入所者の数が入所定数を超える場合	医師、看護職員、介護職員、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が劣化する等の場合	身体拘束禁止の実施計画が未作成の場合	介護職員配置が不足している場合	介護職員配置が不足している場合	夜間職員配置加算	短期集中ケアのケアプランの実施加算	認知症短期集中ケアの実施加算	認知症ケア加算	若年性認知症入所者加算	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)																
イ 介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) 介護保健施設サービス費(Ⅰ)	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【基本型】	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき 216単位	1日につき 216単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (認知症 関連)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位															
		(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜在宅強化型＞	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位																												
		(三) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜多床室＞【基本型】	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位																												
		(四) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜多床室＞【在宅強化型】	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位																												
	(2) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜事業型多床室職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【事業型】	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位																												
		(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞【事業型】	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位																												
		(3) 介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜事業型多床室職員を配置＞	(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞【事業型】														部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位														
			(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞【事業型】														部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位														
	(4) 介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜特別介護保健施設サービス費＞		(一) 介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜従来型個室＞														部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位														
			(二) 介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜多床室＞														部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位														
		ロ ユニタ型介護保健施設サービス費 (1日につき)	(1) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ)														(一) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室＞【基本型】	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位	×97/100	×70/100	×70/100	×97/100	1日につき 216単位	1日につき 216単位	1日につき +240単位	1日につき +240単位 (認知症 関連)	1日につき +76単位	1日につき +120単位	1日につき +34単位	1日につき +46単位	1日につき +46単位
																	(二) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室＞【在宅強化型】	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位													
	(三) 従来型ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅰ) ＜ユニタ型個室的多床室＞【基本型】																部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位														
	(四) 従来型ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜ユニタ型個室的多床室＞【在宅強化型】																部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位														
	(2) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅱ) ＜事業型多床室職員を配置＞																(一) ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室＞【事業型】	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位													
																	(二) 従来型ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室的多床室＞【事業型】	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位													
(3) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅲ) ＜事業型多床室職員を配置＞				(一) ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室＞【事業型】	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位																										
				(二) 従来型ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室的多床室＞【事業型】	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位																										
	(4) ユニタ型介護保健施設サービス費(Ⅳ) ＜ユニタ型特別介護保健施設サービス費＞		(一) ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室＞	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位																											
			(二) 従来型ユニタ型介護保健施設サービス費 ＜ユニタ型個室的多床室＞	部分介護(Ⅰ) (216) 単位 部分介護(Ⅱ) (216) 単位 部分介護(Ⅲ) (216) 単位 部分介護(Ⅳ) (216) 単位																											

注 外泊時費用		入院患者に対して夜間における外泊を認められた場合、1月に5日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
注 試行的遠隔サービス費		入院患者に対して夜間における試行的遠隔を認められた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定（22及び44の基本単位数に限る。）	
注 他科実時費用		入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定	
(5) 初期加算	(1) 日につき 40単位		
(6) 遠隔診療指導等加算 (※3)	(一) 遠隔診療指導等加算	a 遠隔診療指導加算 (入院中1回又は2回を限度に、460単位を算定)	注
		b 遠隔後援指導加算 (入院後1回を限度に、460単位を算定)	入院患者及びその家族等に対して遠隔後の療養上の指導を行った場合
		c 遠隔時指導加算 (400単位)	注
		d 遠隔時情報提供加算 (600単位)	遠隔後の全治癒に対して診療情報を提供した場合
		e 遠隔的連携加算 (600単位)	注 固定診療支援事業者と遠隔前からの連携し、情報提供とサービス課題を行った場合
(二) 訪問看護指導加算 (入院患者1人につき1回を限度として 300単位を算定)			
(11) 在宅療養ケア改善加算 (※3)	(1) 月につき 300単位を加算	注 在宅療養支援診療所において在宅療養ケア改善加算を算定している場合は、算定しない。	
(12) 経口移行加算 (※3)	(1) 日につき 28単位を加算	注 在宅療養支援診療所において経口移行加算を算定している場合は、算定しない。	
(13) 経口維持加算 (※3)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき 400単位を加算)	注 在宅療養支援診療所において経口維持加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。	
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)	注 経口維持加算(Ⅱ)を算定している場合は、算定しない。	
(110) 口腔衛生管理加算 (※3)	(1) 月につき 90単位を加算	注 歯科医師の指導を受けた歯科衛生士が、入浴者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入浴者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的指導及び指導を行った場合	
(111) 療養実加算	(1) 月につき 6単位を加算(1日に2回を限度)		
(112) 在宅療養支援加算 (※3)	(1) 日につき 10単位を加算		
(113) 特定療養 (※3)			
(114) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)		
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)		
(115) 認知症行動・心理認知緊急対応加算	(1) 月につき 200単位を加算(1日につき7日限り)		
(116) 膝をつまみ加算 (※3)	(1) 月につき 100単位を加算		
(117) 在宅療養支援加算(※3)	(1) 月につき 100単位を加算(1日に2回を限度)		
(118) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)		
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)		
(119) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×26/100)	注 所定単位数は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×19/100)		
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 所定単位数×10/100)		
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 所定単位数×90/100)		
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 所定単位数×90/100)		
(120) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 所定単位数×15/100)	注 所定単位数は、(1)から(13)までにより算定した単位数の合計	
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 所定単位数×11/100)		

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務指導加算を適用しない。
 ※ 一定の要件を満たし入院患者の数が確保されない場合は、(※3)を適用しない。
 ※ 在宅療養支援診療所加算については令和5年10月1日から、在宅療養支援診療所を認定しない療養の調整については令和5年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)については、令和5年4月1日から適用する。
 ※ 令和5年度は(1)から(13)までの加算、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)を除いて、所定単位数がその年一に相当する単位数を算定する。

注 外泊時費用	入院患者に対して居宅における外泊を認められた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき、362単位を算定		
注 他科受診時費用	入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定		
(3) 初期加算	(1日につき 30単位を加算)		
(4) 退院時指導等加算(※1)	(一) 退院時指導加算	<ul style="list-style-type: none"> a 退院前訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)を限度に、460単位を算定) b 退院後訪問指導加算 (退院後1回を限度に、460単位を算定) c 退院時指導加算 (400単位) d 退院時情報提供加算 (500単位) e 退院前連携加算 (500単位) 	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合 注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合
	(二) 訪問看護指示加算	(入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)	
	(5) 居宅要介護改善加算(※1)	(1月につき 300単位を加算)	注 安全管理の基準を満たさない場合及び経口移行加算・経口維持加算を算定している場合は、算定しない。
	(6) 経口移行加算(※1)	(1日につき 28単位を加算)	注 安全管理の基準を満たさない場合は、算定しない。
	(7) 経口維持加算(※1)	(一) 経口維持加算(Ⅰ)	(1月につき 400単位を加算)
(二) 経口維持加算(Ⅱ)		(1日につき 100単位を加算)	
(8) 口腔衛生管理加算(※1)	(1月につき 90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合	
(9) 療養食加算	(1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))		
(10) 在宅復帰支援機能加算(※1)	(1日につき 10単位を加算)		
(11) 特定診療費(※1)			
(12) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)	
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)	
(13) 認知症行動・心理状態評価対応加算	(入居後7日に限り 1日につき200単位を加算)		
(14) 排せつ支援加算(※1)	(1月につき 100単位を加算)		
(15) 安全対策体制加算(※1)	(入院患者1人につき1回を限度として20単位を算定)		
(16) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)	
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)	
(17) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の80/100)	
(18) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(16)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×11/1000)	

※ 一定の要件を満たす入院患者の数が規準に満たない場合には、(※1)を適用しない。
 ※ 安全管理体制強化加算(Ⅰ)については令和3年10月1日から、安全管理の基準を満たさない場合の加算については令和4年4月1日から適用する。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、所定単位数の半分の率に相当する単位数を算定する。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注	注	注	注	注	注	注				
			入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合	看護部長に定められた専任職員の数に100名未満で満たない場合	認知症ケア計画を策定しているが、認知症ケアの推進に必要となる職員の数に100名未満で満たない場合	一定の条件を満たす入院患者の数が標準に満たない場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	身体拘束禁止の実施状況	認知症ケア計画策定の状況	安全管理体制の整備状況	看護職員等の配置状況
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	×70/100									
		看護<3:1>介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)										
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <従来型個室>										
		看護<4:1>介護<4:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)										
		(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <従来型個室>										
	看護<4:1>介護<5:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)											
	(四) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <従来型個室>											
	看護<4:1>介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)											
	(五) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <従来型個室>											
	看護<4:1>介護<6:1>	認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ)											
(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>												
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>													
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>										
		看護<3:1>介護<6:1>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)										
		(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型個室>										
		看護<4:1>介護<4:1>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)										
		(三) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <ユニット型個室>										
	看護<4:1>介護<5:1>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)											
	(四) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅳ) <ユニット型個室>											
	看護<4:1>介護<6:1>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)											
	(五) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ)	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅴ) <ユニット型個室>											
	看護<4:1>介護<6:1>	ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ)											
(6) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅵ) <ユニット型個室の多床室>													

注 外泊時費用
注 他科診察時費用
入院患者に対して居宅における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定
入院患者に対して、専門的な診療が必要となり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定

(4) 初期加算 (1日につき 30単位を加算)
(5) 退院時指導等加算(※1)
(一) 退院時指導加算 (400単位)
(二) 訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位を算定)
(6) 居宅要スワク改善加算(※1) (1月につき 300単位を加算)
(7) 経口移行加算(※1) (1日につき 28単位を加算)
(8) 経口維持加算(※1)
(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1日につき 400単位を加算)
(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき 100単位を加算)
(9) 口腔衛生管理加算(※1) (1月につき 90単位を加算)
(10) 療養食加算 (1回につき 6単位を加算(1日に3回を限度))
(11) 在宅復帰支援機能加算(※1) (1日につき 10単位を加算)
(12) 特定診療費(※1)
(13) 排せつ支援加算(※1) (1月につき 100単位を加算)
(14) 安全対策体制加算(※1) (入院患者1人につき1回を限度として20単位を加算)
(15) サービス提供体制強化加算
(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算)
(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)
(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)
(16) 介護職員処遇改善加算
(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×26/1000)
(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×19/1000)
(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 十所定単位×10/1000)
(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 十(三)の90/100)
(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 十(三)の80/100)
(17) 介護職員等特定処遇改善加算
(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 十所定単位×15/1000)
(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 十所定単位×11/1000)

※ 一定の条件を満たす入院患者の数が標準に満たない場合には、(※1)を適用しない。
※ 安全管理体制整備計画に基づき令和3年10月1日から、安全管理の基準を満たさない場合の減額については令和6年4月1日から適用する。
※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅱ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
※ 令和3年9月30日までの間は、介護療養施設サービス費の(1)から(3)までについて、所定単位数の平均の半分に相当する単位数を算定する。

注 外泊時費用	入所者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定								
注 試行的退所サービス費	入所者に対して居室における試行的退所を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定								
注 他科受診時費用	入所者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき362単位を算定								
ト 初期加算 (1日につき +30単位)									
チ 再入所時栄養連携加算(※2)	(入所者1人につき1回を限度として200単位を加算) 注 安全管理の基準を満たさない場合は、算定しない。								
リ 退所時指導等加算(※2)	<table border="1"> <tr> <td rowspan="5">(一) 退所時等指導加算</td> <td>a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定)</td> <td rowspan="5">注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居室介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合</td> </tr> <tr> <td>b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>c 退所時指導加算 (400単位)</td> </tr> <tr> <td>d 退所時情報提供加算 (500単位)</td> </tr> <tr> <td>e 退所前連携加算 (500単位)</td> </tr> </table>	(一) 退所時等指導加算	a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定)	注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居室介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合	b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)	c 退所時指導加算 (400単位)	d 退所時情報提供加算 (500単位)	e 退所前連携加算 (500単位)	
	(一) 退所時等指導加算		a 退所前訪問指導加算 (入所中1回又は2回)を限度に、460単位を算定)		注 入所者及びその家族等に対して退所後の療養上の指導を行った場合 注 退所後の主治医に対して診療情報を提供した場合 注 居室介護支援事業者と退所前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合				
			b 退所後訪問指導加算 (退所後1回を限度に、460単位を算定)						
			c 退所時指導加算 (400単位)						
			d 退所時情報提供加算 (500単位)						
e 退所前連携加算 (500単位)									
(二) 訪問看護指示加算 (入所者1人につき1回を限度として300単位を算定)									
2 栄養マネジメント強化加算 (1日につき、11単位を加算)	注 安全管理の基準を満たさない場合は、算定しない。								
3 経口移行加算(※2) (1日につき、28単位を加算)	注 安全管理の基準を満たさない場合は、算定しない。								
ロ 経口維持加算(※2)	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (1月につき、400単位を加算)	注 安全管理の基準を満たさない場合は経口移行加算を算定している場合は、算定しない。 注 経口維持加算(Ⅰ)を算定していない場合は、算定しない。							
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (1日につき、100単位を加算)								
ハ 口腔衛生管理加算(※2)	(一) 口腔衛生管理加算(Ⅰ) (1月につき、90単位を加算)	注 歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを2回以上行い、当該入所者に係る口腔ケアについて、介護職員に対し、具体的な技術的助言及び指導を行った場合							
	(二) 口腔衛生管理加算(Ⅱ) (1月につき、110単位を加算)								
ニ 療養食加算 (1回につき、6単位を加算(1日に3回を限度))									
ホ 在宅復帰支援機能加算(※2) (1日につき、10単位を加算)									
ヘ 特別診療費(※2)									
ヒ 緊急時施設診療費	<table border="1"> <tr> <td>ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)</td> </tr> <tr> <td>イ 特定治療</td> </tr> </table>	ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)	イ 特定治療						
ア 緊急時治療管理 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算定)									
イ 特定治療									
リ 認知症専門ケア加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき、3単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき、4単位を加算)</td> </tr> </table>	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき、3単位を加算)	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき、4単位を加算)						
(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき、3単位を加算)									
(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき、4単位を加算)									
2 認知症行動・心理状態緊急対応加算 (入所後7日に限り、1日につき200単位を加算)									
ホ 重度認知症疾患療養体制加算	<table border="1"> <tr> <td>(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)</td> </tr> <tr> <td>(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)</td> </tr> </table>	(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)	(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)						
(一) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅰ) 要介護1・2 (1日につき140単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき40単位を加算)									
(二) 重度認知症疾患療養体制加算(Ⅱ) 要介護1・2 (1日につき200単位を加算) 要介護3・4・5 (1日につき100単位を加算)									
9 ナ 排せつ支援加算(※2)	(Ⅰ) 排せつ支援加算(Ⅰ) (1日につき、10単位を加算)								
	(Ⅱ) 排せつ支援加算(Ⅱ) (1月につき、15単位を加算)								
	(Ⅲ) 排せつ支援加算(Ⅲ) (1月につき、20単位を加算)								
	(Ⅳ) 排せつ支援加算(Ⅳ) (1月につき、100単位を加算)								
チ 自立支援促進加算(※2) (1月につき、90単位を加算)									
ル 科学的介護推進体制加算(※2)	(Ⅰ) 科学的介護推進体制加算(Ⅰ) (1月につき、40単位を加算)								
	(Ⅱ) 科学的介護推進体制加算(Ⅱ) (1月につき、60単位を加算)								
2 高齢障害者生活移行加算(※2) (入所後90日に限り、1日につき60単位を加算)									
ホ 安全対策加算(※2) (入所者1人につき1回を限度として20単位を算定)									
2 サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき、22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき、18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき、6単位を加算)								
2 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×26/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(三)の80/100)								
2 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×15/1000)	注 所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×11/1000)								

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。
 ※ ハ及びヘを適用する場合には、(※2)を適用しない。
 ※ 安全管理体制未実施施設については令和3年10月1日から、栄養ケア・マネジメントを実施していない場合の減算については令和6年4月1日から適用する。
 ※ 排せつ支援加算(Ⅳ)、介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護医療院サービス費のイからエまでについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

:令和3年4月改定箇所

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問入浴介護費
- 2 介護予防訪問看護費
- 3 介護予防訪問リハビリテーション費
- 4 介護予防居宅療養管理指導費
- 5 介護予防通所リハビリテーション費
- 6 介護予防短期入所生活介護費
- 7 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費
- 8 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 9 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

1 介護予防訪問入浴介護費

基本部分	注 介護職員2人が 行った場合	注 全身入浴が困難 で、清拭又は部分 浴を実施した場合	注 事業所と同一建物の 利用者又はこれ 以外の同一建物の 利用者20人以上に サービスを行う場 合	注 特別地域介護予防 訪問入浴介護加算	注 中山間地域等に おける小規模事業所 加算	注 中山間地域等に 居住する者へのサ ービス提供加算
イ 介護予防訪問入浴介護費 (1回につき 852単位)	×95/100	×90/100	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 ×90/100 事業所と同一建物の利用者の利用者50人以上にサービスを行う場合 ×85/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 初回加算 (1月につき +200単位)						
ハ 認知症専門ケア加算						
	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)					
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)					
ニ サービス提供体制強化加算						
	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +44単位)					
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +36単位)					
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +12単位)					
ホ 介護職員処遇改善加算						注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×58/1000)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×42/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位数×23/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき (3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき (3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算						注 所定単位数は、イからニまでにより算定した単位数の合計
	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位数×21/1000)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位数×15/1000)					

：「特別地域介護予防訪問入浴介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問入浴介護費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】
 1. 単位数算定記号の説明
 +○○単位 ⇒ 所定単位数 + ○○単位
 -○○単位 ⇒ 所定単位数 - ○○単位
 ×○○/100 ⇒ 所定単位数 × ○○/100
 +○○/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×○○/100

2 介護予防訪問看護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
	看護士の場合	夜間若しくは早朝の場合又は深夜の場合	複数名訪問加算(Ⅰ)	複数名訪問加算(Ⅱ)	1時間30分以上の介護予防訪問看護を行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時介護予防訪問看護加算(※)	特別管理加算
イ 指定介護予防訪問看護ステーションの場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能 (302単位)	×90/100									1月につき +574単位
	(2) 30分未満 (450単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (702単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (1,082単位)										
	(5) 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の場合 (923単位) ※ 1日に2回を超えて実施する場合は20/100										
ロ 病院又は診療所の場合	(1) 20分未満 週に1回以上、20分以上の保健師又は看護士による訪問を行った場合算定可能 (255単位)	×90/100									1月につき (Ⅰ)の場合 +500単位 又は (Ⅱ)の場合 +250単位
	(2) 30分未満 (381単位)										
	(3) 30分以上1時間未満 (552単位)										
	(4) 1時間以上1時間30分未満 (812単位)										
ハ 初回加算 (1月につき +300単位)											
ニ 退院時共同指導加算 (1回につき +600単位)											
ホ 看護体制強化加算 (1月につき +100単位)											
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +5単位)											
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +5単位)											
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +5単位)											
<p>※ 「特別地域介護予防訪問看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時介護予防訪問看護加算」、「特別管理加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定の単位数を算入 ※ 1月以内の2回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間、深夜の介護予防訪問看護に係る加算を算定できるものとする。 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。</p>											

3 介護予防訪問リハビリテーション費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注
	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	短期集中リハビリテーション実施加算	事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に際も診療を行わなかった場合	
イ 介護予防訪問リハビリテーション費	病院又は診療所の場合	×90/100				1日につき +200単位	-50単位
	介護老人保健施設の場合						
	介護療養施設の場合						
ロ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)							
ハ サービス提供体制強化加算 (1回につき +5単位)							
ヘ サービス提供体制強化加算 (1回につき +5単位)							
<p>※ 「特別地域介護予防訪問リハビリテーション加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」及び「サービス提供体制強化加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度額管理の算定の際、当該算定の単位数を算入 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防訪問リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。</p>							

4 介護予防居宅療養管理指導費

基本部分		注	注	注	
イ 医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 介護予防居宅療養管理指導費【Ⅰ】 (【Ⅱ】以外)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (61.0単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (48.0単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (64.0単位)			
	(2) 介護予防居宅療養管理指導費【Ⅱ】 (在宅医療実務協会管理科又は特定施設入居者生活介護実務協会管理科を算定する場合)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (92.0単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (92.0単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (92.0単位)			
ロ 歯科医師が行う場合 (月2回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (61.0単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (48.0単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (64.0単位)				
ハ 薬剤師が行う場合	(1) 病室又は診療所の薬剤師が行う場合 (月2回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (61.0単位)	+100単位		
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (41.0単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (37.0単位)			
	(2) 薬局の薬剤師の場合 (月4回を限度)	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (61.0単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (37.0単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (34.0単位)			
ニ 管理栄養士が行う場合 (月2回を限度)	(1) 当該指定居宅療養管理指導費算定の施設に設置された場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (54.4単位)	+15/100	+10/100	+5/100
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (48.6単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (44.3単位)			
	(2) 当該指定居宅療養管理指導費算定の施設に設置されていない場合	(一) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (52.0単位)			
		(二) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (46.6単位)			
		(三) (一)及び(二)以外の場合 (42.3単位)			
ホ 歯科衛生士等が行う場合 (月4回を限度)	(1) 単一建物居住者1人に対して行う場合 (36.1単位)				
	(2) 単一建物居住者2人以上9人以下に対して行う場合 (32.0単位)				
	(3) (1)及び(2)以外の場合 (28.0単位)				

※ ハ(2)(一)(二)(三)については、当該施設の患者及び中心診療従事者については、週2回かつ月8回算定される。

※、令和3年9月30日までの取扱いは、介護予防居宅療養管理指導費のひがらに示すのと異なり、所定単位数の千分の十一に相当する単位数を算定する。

5 介護予防通所リハビリテーション費

基本部分		注	注	注	注	注	注	
		利用者の数が利用定員を超える場合	医師、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・看護・介護職員が基準を満たさない場合	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	生活行為向上リハビリテーション実施加算	若年性認知症利用者受入加算	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合	利用を開始した日の翌日から結算して12月を超えた期間に介護予防通所リハビリテーションを行った場合
イ 介護予防通所リハビリテーション費 (1月につき)	病院又は診療所の場合	要支援1					-376単位	-20単位
		要支援2	(2,053単位)				-752単位	-40単位
	介護老人保健施設の場合	要支援1					-376単位	-20単位
		要支援2	(2,053単位)				-752単位	-40単位
	介護医療院の場合	要支援1					-376単位	-20単位
		要支援2	(2,053単位)				-752単位	-40単位
		×70/100	×70/100	+5/100	利用開始日の属する月から6月以内 1月につき ±562単位	+240単位		
ロ 運動器機能向上加算 (1月につき 225単位を加算)								
ハ 栄養アセスメント加算 (1月につき 50単位を加算)								
ニ 栄養改善加算 (1月につき 200単位を加算)								
ホ 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))							
	(2) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))							
ヘ 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算(Ⅰ) (1月につき 150単位を加算)							
	(2) 口腔機能向上加算(Ⅱ) (1月につき 160単位を加算)							
ト 選択的サービス複数実施加算	(1) 選択的サービス複数実施加算(Ⅰ)	運動器機能向上及び栄養改善 (1月につき 480単位を加算)						
	(2) 選択的サービス複数実施加算(Ⅱ)	運動器機能向上及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算) 栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 480単位を加算) 運動器機能向上、栄養改善及び口腔機能向上 (1月につき 700単位を加算)						
チ 事業所評価加算 (1月につき 120単位を加算)								
リ 科学的介護推進体制加算 (1月につき 40単位を加算)								
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	要支援1 (1月につき 88単位を加算) 要支援2 (1月につき 176単位を加算)						
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	要支援1 (1月につき 72単位を加算) 要支援2 (1月につき 144単位を加算)						
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	要支援1 (1月につき 24単位を加算) 要支援2 (1月につき 48単位を加算)						
ル 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×47/1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×34/1000)						
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×19/1000)						
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)						
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)						
ロ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×20/1000)						注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)						

：「事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に介護予防通所リハビリテーションを行う場合」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 生活行為向上リハビリテーション実施加算及び生活行為向上リハビリテーションの実施後にリハビリテーションを継続した場合の減算については、令和3年3月31日までに算定している場合、従前の単位数を算定する。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防通所リハビリテーション費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

6 介護予防短期入所生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型介護予防短期入所生活介護費 (2) 併設型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「後発型併発」 要支援1 (474 単位) 要支援2 (399 単位) (二) 単独型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「多発型」 要支援1 (474 単位) 要支援2 (399 単位) (一) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅰ) 「後発型併発」 要支援1 (446 単位) 要支援2 (371 単位) (二) 併設型介護予防短期入所生活介護費(Ⅱ) 「多発型」 要支援1 (446 単位) 要支援2 (371 単位)	×97/100	×70/100	×70/100		指定短期入所事業所が行う場合 ×92/100	1日につき +13単位	生活機能向上 連携加算(Ⅰ) 生活機能向上 連携加算(Ⅱ)	機能訓練体制加算	個別機能訓練加算	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合
ロ ユニタ型介護予防短期入所生活介護費 (1日につき)	(1) 単独型ユニタ型介護予防短期入所生活介護費 (2) 併設型ユニタ型介護予防短期入所生活介護費	(一) 単独型ユニタ型介護予防短期入所生活介護費 「ユニタ型併発」 要支援1 (595 単位) 要支援2 (524 単位) (二) 併発型単独型ユニタ型介護予防短期入所生活介護費 「ユニタ型併発的多発型」 要支援1 (595 単位) 要支援2 (524 単位) (一) 併設型ユニタ型介護予防短期入所生活介護費 「ユニタ型併発」 要支援1 (523 単位) 要支援2 (452 単位) (二) 併発型併設型ユニタ型介護予防短期入所生活介護費 「ユニタ型併発的多発型」 要支援1 (523 単位) 要支援2 (452 単位)	×97/100	×70/100	×97/100			1日につき +100単位 (3月に1回を上限)	1日につき +200単位、個別機能訓練加算を算入している場合は、1日につき+100単位	1日につき +12単位	1日につき +56単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
ハ 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))													
ニ 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)													
ホ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)													
ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×83/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)													注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
ト 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×27/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)													注 所定単位は、イからホまでにより算定した単位数の合計
<p>「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ 「介護職員処遇改善加算(Ⅳ)」及び「介護職員処遇改善加算(Ⅴ)」については、令和4年3月31日まで算定可能 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。</p>														

7 介護予防短期入所療養介護費

イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注		注	注	注	注	注	注	注	注		
		若動を行う職員 の勤務条件基 準を満たさない 場合	利用者の数及 び入所者の数 の合計数が入 所定数を超える 場合	医師、看護員 員、介護職員、 理学療法士、作 業療法士などは 資格要件に 満たない場合	常勤のユニ ットリーダーモ ジュールに配置し ていない等、ユ ニットのケアにお ける体制が整備 されていない場合	運動職員配置 加算	個別化/パーソ ン化実施加算	認知症行動・心 理症状緊急対 応加算	認知症認知症 利用者受入加 算	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅰ)	在宅療養・在 宅療養支援機 能加算(Ⅱ)	利用者に対し て送迎を行う 場合	
(1) 介護老人保健施設 介護予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) 介護老人保健施設介護予 防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>【基本型】	要支援1 (577 単位)							1日につき +34単位			
			要支援2 (721 単位)										
		b 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅱ) <在宅強化型>	要支援1 (619 単位)									1日につき +46単位	
			要支援2 (762 単位)										
		c 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅲ) <多床室>【基本型】	要支援1 (610 単位)								1日につき +34単位		
			要支援2 (768 単位)										
		d 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【在宅強化型】	要支援1 (658 単位)									1日につき +46単位	
			要支援2 (817 単位)										
		e 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (581 単位)							1日につき +240単位			
			要支援2 (725 単位)										
		f 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)										
			要支援2 (776 単位)										
		g 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <従来型個室>【療養型】	要支援1 (581 単位)										
			要支援2 (725 単位)										
		h 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>【療養型】	要支援1 (619 単位)										
			要支援2 (776 単位)										
	i 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <特別介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費>	要支援1 (564 単位)											
		要支援2 (708 単位)											
	j 介護老人保健施設介護 予防短期入所療養介護費(ⅳ) <多床室>	要支援1 (586 単位)											
		要支援2 (752 単位)											
(2) ユニット型介護老人 保健施設介護予 防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ)	a ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室>【基本型】	要支援1 (621 単位)	×97/100	×70/100	×70/100				1日につき +240単位			
			要支援2 (782 単位)										
		b ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <在宅強化型>	要支援1 (669 単位)										
			要支援2 (830 単位)										
		c 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <ユニット型個室の多床室>【基本型】	要支援1 (621 単位)										
			要支援2 (782 単位)										
		d 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【在宅強化型】	要支援1 (666 単位)										
			要支援2 (828 単位)										
		e ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
			要支援2 (810 単位)										
		f 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
			要支援2 (810 単位)										
		g ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
			要支援2 (810 単位)										
		h 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅲ) <ユニット型個室の多床室>【療養型】	要支援1 (649 単位)										
			要支援2 (810 単位)										
	i ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室>	要支援1 (608 単位)											
		要支援2 (764 単位)											
	j 経路的ユニット型介護老人保健施設 介護予防短期入所療養介護費(ⅳ) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (608 単位)											
		要支援2 (764 単位)											

注 特別療養費		
注 療養体制維持特別加算	(一)療養体制維持特別加算(Ⅰ)	(1日につき 27単位を加算)
	(二)療養体制維持特別加算(Ⅱ)	(1日につき 57単位を加算)
③ 総合医学管理加算 (初期中に7日を限度に、1日につき275単位を加算)		
④ 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))		
⑤ 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	(1日につき 3単位を加算)
	(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	(1日につき 4単位を加算)
⑥ 緊急時施設療養費	(一) 緊急時治療管理	療養型老健以外の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算) 療養型老健の場合 (1月に1回3日を限度に、1日につき518単位を算)
	(二) 特定治療	
⑦ サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	(1日につき 22単位を加算)
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	(1日につき 18単位を加算)
	(三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	(1日につき 6単位を加算)
⑧ 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×39/1000)
	(二) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×29/1000)
	(三) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×16/1000)
	(四) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(三)の90/100)
	(五) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(三)の90/100)
⑨ 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×21/1000)
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×17/1000)

注 所定単位は、(1)から(9)までにより算出した単位数の合計

注：「特別療養費」と「緊急時施設療養費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防給付給付療養費(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注		
			医療を行う際の施設長または長を有する者が不在の場合	利用者の数及び介護者の数の合計が当該介護施設に定員を超過する場合は、超過した人数に相当する介護費を算入しない。	看護職員が専任で勤務しない場合は、看護職員が専任で勤務している人数に相当する介護費を算入しない。	療養病床が専任で勤務している看護職員が専任で勤務している人数に相当する介護費を算入しない。	療養病床が専任で勤務している看護職員が専任で勤務している人数に相当する介護費を算入しない。	療養病床が専任で勤務している看護職員が専任で勤務している人数に相当する介護費を算入しない。	療養病床が専任で勤務している看護職員が専任で勤務している人数に相当する介護費を算入しない。	療養病床が専任で勤務している看護職員が専任で勤務している人数に相当する介護費を算入しない。	療養病床が専任で勤務している看護職員が専任で勤務している人数に相当する介護費を算入しない。	療養病床が専任で勤務している看護職員が専任で勤務している人数に相当する介護費を算入しない。	療養病床が専任で勤務している看護職員が専任で勤務している人数に相当する介護費を算入しない。		
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援1 (536 単位)												
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援2 (572 単位)												
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援1 (536 単位)												
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援2 (572 単位)												
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援1 (536 単位)												
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援2 (572 単位)												
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援1 (536 単位)												
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援2 (572 単位)												
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援1 (536 単位)												
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援2 (572 単位)												
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援1 (536 単位)												
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援2 (572 単位)												
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	a 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	要支援1 (487 単位)												
		b 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	要支援2 (523 単位)												
		c 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	要支援1 (487 単位)												
		d 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	要支援2 (523 単位)												
		e 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	要支援1 (487 単位)												
		f 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	要支援2 (523 単位)												
	(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援1 (345 単位)											
			b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援2 (381 単位)											
			c 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援1 (345 単位)											
		(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	a 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援1 (345 単位)											
			b 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援2 (381 単位)											
			c 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援1 (345 単位)											
(3) ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	a ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援1 (519 単位)												
		b ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援2 (555 単位)												
	(二) ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	a ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援1 (519 単位)												
		b ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援2 (555 単位)												
	(三) ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	a ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	要支援1 (470 単位)												
		b ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	要支援2 (506 単位)												
	(四) 経過型ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	a 経過型ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援1 (519 単位)												
		b 経過型ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援2 (555 単位)												
	(五) 経過型ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	a 経過型ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援1 (519 単位)												
		b 経過型ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援2 (555 単位)												
	(六) 経過型ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	a 経過型ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	要支援1 (470 単位)												
		b 経過型ユニゾ型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費 (III)	要支援2 (506 単位)												
(4) ユニゾ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) ユニゾ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (I)	要支援1 (519 単位)													
	(二) 経過型ユニゾ型病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費 (II)	要支援1 (519 単位)													
(5) 療養費加算	(1) 1日につき 8単位を加算(1日に3回を限度)														
	(2) 1日につき 3単位を加算														
(6) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算 (I)														
	(二) 認知症専門ケア加算 (II)														
(7) 特定診療費	(一) 特定診療費 (I)														
	(二) 特定診療費 (II)														
(8) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算 (I)														
	(二) サービス提供体制強化加算 (II)														
(9) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算 (I)														
	(二) 介護職員処遇改善加算 (II)														
	(三) 介護職員処遇改善加算 (III)														
	(四) 介護職員処遇改善加算 (IV)														
	(五) 介護職員処遇改善加算 (V)														
(10) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算 (I)														
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算 (II)														

※ 医師の人員配置基準を適用する場合は、医師経歴措置基準を適用しない。
 ※ 救急処置費を適用する場合は、夜間勤務等賃金加算を適用しない。
 ※ 介護職員処遇改善加算及び介護職員等特定処遇改善加算については、令和4年3月31日現在適用中。
 ※ 令和4年4月1日までの介護予防短期入所療養介護費の(1)から(4)までについて、所定単位数の半分の半に相当する単位数を算定する。

ハ 診療所における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注	注	注	注	注	注		
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	廊下幅が設備基準を満たさない場合	食堂を有しない場合	認知症行動・心理症状緊急対応加算	若年性認知症利用者受入加算	利用者に対して送迎を行う場合	
(1) 診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 診療所介護予防短期入所療養介護費(I)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (519 単位)	×70/100	診療所設備基準減算 -60単位	-25単位	1日につき +200単位 (7日間を限度)	1日につき +120単位	片道につき +184単位
			要支援2 (652 単位)						
		b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <療養機能強化型A> <従来型個室>	要支援1 (547 単位)						
			要支援2 (679 単位)						
		c 診療所介護予防短期入所療養介護費(iii) <療養機能強化型B> <従来型個室>	要支援1 (538 単位)						
			要支援2 (670 単位)						
	d 診療所介護予防短期入所療養介護費(iv) <多床室>	要支援1 (577 単位)							
		要支援2 (731 単位)							
	e 診療所介護予防短期入所療養介護費(v) <療養機能強化型A> <多床室>	要支援1 (610 単位)							
		要支援2 (764 単位)							
	f 診療所介護予防短期入所療養介護費(vi) <療養機能強化型B> <多床室>	要支援1 (599 単位)							
		要支援2 (753 単位)							
(二) 診療所介護予防短期入所療養介護費(II)	a 診療所介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (461 単位)	×97/100						
		要支援2 (576 単位)							
	b 診療所介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (526 単位)							
		要支援2 (664 単位)							
(2) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室>	要支援1 (603 単位)							
		要支援2 (759 単位)							
	(二) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室>	要支援1 (630 単位)							
		要支援2 (787 単位)							
	(三) ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室>	要支援1 (621 単位)							
		要支援2 (777 単位)							
	(四) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(I) <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (603 単位)							
		要支援2 (759 単位)							
	(五) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(II) <療養機能強化型A> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (630 単位)							
		要支援2 (787 単位)							
	(六) 経過的ユニット型診療所介護予防短期入所療養介護費(III) <療養機能強化型B> <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (621 単位)							
		要支援2 (777 単位)							
(3) 療養食加算 (1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))									
(4) 認知症専門ケア加算	(一)認知症専門ケア加算(I) (1日につき 3単位を加算)								
	(二)認知症専門ケア加算(II) (1日につき 4単位を加算)								
(5) 特定診療費									
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)								
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)								
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)								
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)								
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)								
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)								
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)								
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計							
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)								

注：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)及び(2)について、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分				注				注	注
				利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	専地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	専地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (331 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要支援2 (997 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (941 単位)						
			要支援2 (1,099 単位)						
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II) 看護<4:1> 介護<4:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (762 単位)					
				要支援2 (941 単位)					
	b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援1 (926 単位)						
			要支援2 (1,021 単位)						
	(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(III) 看護<4:1> 介護<5:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (745 単位)						
			要支援2 (912 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (804 単位)						
			要支援2 (994 単位)						
			要支援2 (994 単位)						
	一般病院	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(IV) 看護<4:1> 介護<6:1>	a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (732 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		-12単位
				要支援2 (896 単位)					
b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>			要支援1 (791 単位)						
			要支援2 (977 単位)						
(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(V) 経過措置型		a 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (671 単位)						
			要支援2 (835 単位)						
		b 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援1 (780 単位)						
			要支援2 (940 単位)						
			要支援2 (940 単位)						
			要支援2 (940 単位)						
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(I) <従来型個室>	要支援1 (577 単位)							
		要支援2 (742 単位)							
	(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(II) <多床室>	要支援1 (637 単位)							
		要支援2 (822 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(I)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (961 単位)	×70/100	×90/100	×90/100	×97/100	
			要支援2 (1,120 単位)						
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (961 単位)						
			要支援2 (1,120 単位)						
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(II)	a ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室>	要支援1 (851 単位)					
				要支援2 (1,048 単位)					
		b 経過的ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 <ユニット型個室の多床室>	要支援1 (851 単位)						
			要支援2 (1,048 単位)						

(4) 療養食加算	(1回につき 8単位を加算(1日に3回を限度))	
(5) 特定診療費		
(6) サービス提供体制強化加算	(一) サービス提供体制強化加算(I) (1日につき 22単位を加算)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) サービス提供体制強化加算(II) (1日につき 18単位を加算)	
	(三) サービス提供体制強化加算(III) (1日につき 6単位を加算)	
(7) 介護職員処遇改善加算	(一) 介護職員処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×26/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×19/1000)	
	(三) 介護職員処遇改善加算(III) (1月につき +所定単位×10/1000)	
	(四) 介護職員処遇改善加算(IV) (1月につき +(三)の90/100)	
	(五) 介護職員処遇改善加算(V) (1月につき +(三)の80/100)	
(8) 介護職員等特定処遇改善加算	(一) 介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×15/1000)	注 所定単位は、(1)から(6)までにより算定した単位数の合計
	(二) 介護職員等特定処遇改善加算(II) (1月につき +所定単位×11/1000)	

：「特定診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
 ※ 介護職員処遇改善加算(IV)及び介護職員処遇改善加算(V)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防短期入所療養介護費の(1)から(3)までについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

ホ 介護医療院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		高齢者介護施設 の敷居が低い場合	利用者の数 が介護施設 の敷居を 超える場合	施設、業務 の規模 が、介護施設 の敷居を 超える場合	看護職員 に定められた 看護職員員 数の範囲 に定められた 敷居を 超える場合	看護職員 の業務 に定められた 敷居を 超える場合	看護職員 の業務 に定められた 敷居を 超える場合	看護職員 の業務 に定められた 敷居を 超える場合	看護職員 の業務 に定められた 敷居を 超える場合	看護職員 の業務 に定められた 敷居を 超える場合	看護職員 の業務 に定められた 敷居を 超える場合	看護職員 の業務 に定められた 敷居を 超える場合	看護職員 の業務 に定められた 敷居を 超える場合	看護職員 の業務 に定められた 敷居を 超える場合	看護職員 の業務 に定められた 敷居を 超える場合		
(1) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (520 単位)														
		b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (610 単位)														
	(二) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅱ)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (510 単位)														
		b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (600 単位)														
	(三) I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅲ)	a I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (520 単位)														
		b I型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (610 単位)														
(2) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (640 単位)														
		b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (730 単位)														
	(二) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅱ)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (630 単位)														
		b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (720 単位)														
	(三) II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (Ⅲ)	a II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (640 単位)														
		b II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (730 単位)														
(3) 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) I型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費	a I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (510 単位)														
		b I型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (600 単位)														
	(二) II型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費	a II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (510 単位)														
		b II型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (600 単位)														
	(三) III型特別 介護医療院 介護予防 短期入所 療養介護費	a III型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護1 (510 単位)														
		b III型特別介護医療院介護予防短期入所 療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要介護1 (600 単位)														
(4) ユニタ型 I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型 I型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1)	a ユニタ型 I型介護医療院介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (610 単位)														
		b 経過的ユニタ型 I型介護医療院介護予 防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (610 単位)														
	(二) ユニタ型 I型介護 医療院介護予 防短期入所療 養介護費(Ⅱ)	a ユニタ型 I型介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (610 単位)														
		b 経過的ユニタ型 I型介護医療院介護予 防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (610 単位)														
	(三) ユニタ型 I型介護 医療院介護予 防短期入所療 養介護費(Ⅲ)	a ユニタ型 I型介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (610 単位)														
		b 経過的ユニタ型 I型介護医療院介護予 防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (610 単位)														
(5) ユニタ型 II型介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型 II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (610 単位)															
	(二) 経過的ユニタ型 II型介護医療院介護予防短期入所 療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (610 単位)															
(6) ユニタ型 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1日につき)	(一) ユニタ型 特別介護 医療院介護 予防短期入所 療養介護費 (1)	a ユニタ型 II型特別介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (610 単位)														
		b 経過的ユニタ型 II型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (610 単位)														
	(二) ユニタ型 特別介護 医療院介護予 防短期入所療 養介護費(Ⅱ)	a ユニタ型 II型特別介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (610 単位)														
		b 経過的ユニタ型 II型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (610 単位)														
	(三) ユニタ型 特別介護 医療院介護予 防短期入所療 養介護費(Ⅲ)	a ユニタ型 II型特別介護医療院介護予防 短期入所療養介護費 <ユニタ型個室>	要介護1 (610 単位)														
		b 経過的ユニタ型 II型特別介護医療院 介護予防短期入所療養介護費 <ユニタ型個室の多床室>	要介護1 (610 単位)														
(7) 療養費加算	(1) 園につき 8単位を加算(1日に3回を限度)																
(8) 緊急時施設診療費	緊急時診療管理 (1日に1回3日を限度に1日につき518単位を算定)																
	特定治療																
(9) 認知症専門ケア加算	(一) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算)																
	(二) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)																
(10) 特別診療費 (※2)																	
(11) サービス提供体制強化加算	サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 18単位を加算)																
	サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算)																
(12) 介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 定率定率×25/1000)																
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 定率定率×19/1000)																
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき 定率定率×10/1000)																
	介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき 定率定率×3/1000)																
	介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき 定率定率×1/1000)																
(13) 介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき 定率定率×15/1000)																
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき 定率定率×11/1000)																

※ 緊急時施設診療費、「特別診療費」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度管理の対象外項目

※ 夜間勤務条件加算を適用する場合は、夜間勤務等加算を適用しない。

※ (3)及び(6)を適用する場合は、(※2)を適用しない。

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅱ)については、令和4年4月1日までの算定額。

※ 令和4年9月30日までの算定額。介護予防短期入所療養介護費の(1)から(11)までについて、算定単位数の千分の十一に相当する単位数を算定する。

8 介護予防特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注
イ 介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき)	要支援1 (182 単位) 要支援2 (211 単位)	×70/100	-18単位 -31単位	1日につき +200単位 ※ただし、個別 移動距離加算を 算定している場 合は、1日につき +100単位	1日につき +12単位	1日につき +120単位	1日につき +80単位	1日につき +30単位	1日につき +200単位 ※ただし、個別 移動距離加算を 算定している場 合は、1日につき +100単位	1日につき +200単位	1日につき +200単位	1日につき +200単位
ロ 外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費 (1日につき 55単位)		×70/100										1日につき +20単位
ハ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)											
ニ サービス提供体制強化加算	① サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) ② サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) ③ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)											
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×33/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の80/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)			注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の合計								

※社会である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合

指定訪問介護
①週に1回程度の訪問介護が必要とされた者 182単位
②週に2回程度の訪問介護が必要とされた者 211単位
③週に3回以上の訪問介護が必要とされた者 240単位
※要支援1は182単位、要支援2は211単位

介護予防訪問系及び介護予防通所系サービス
通常の各サービスの基本部分の報酬単位の 90/100
(介護予防通所が中心となる運営のサービス(運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上)の加算が可能)

介護予防福祉用具貸与
介護予防の福祉用具貸与と同様

※ただし、基本部分も含めて介護予防サービスの区分支給限度基準額を算定する。
当該区分のサービスについては、「指定訪問介護」によるもの、「総合事業(指定第一号訪問事業)」によるものがある。
当該区分のサービスについては、「指定通所介護」によるもの、「総合事業(指定第一号通所事業)」によるものがある。

※ 原産額 要支援1 5,032単位
要支援2 10,531単位

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和3年3月31日までに算定可能

※ 令和3年3月30日までの間は、介護予防特定施設入居者生活介護費のイ、ロ及びロ以外である指定介護予防サービス事業者により介護予防サービスが行われる場合のみ毎年度加算人員及び毎年度介護について、所定単位数の千分の一に相当する単位数を算定する。

9 介護予防福祉用具貸与費

基本部分	注	注	注
介護予防福祉用具貸与費 (※介護予防福祉用具貸与に要する費用の額を当該事業所の所在地に適用される1単位の単価で算定する。)	特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
車いす 車いす付風呂 特殊浴槽 特殊浴槽付風呂 床ずれ防止用具 認知症対応型 歩行器 認知症老人徘徊感知機器 自動排尿処理装置	特別地域介護予防福祉用具貸与加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算

「特別地域介護予防福祉用具貸与加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」及び「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」は、支給限度管理の対象外となる算定項目

※ 要支援1又は要支援2の者については、車いす、車いす付風呂、特殊浴槽、特殊浴槽付風呂、床ずれ防止用具、体位変換器、認知症老人徘徊感知機器、移動用リフト、自動排尿処理装置を算定しない。(ただし、別に厚生労働大臣が定める状態にある者を除く)

Ⅱ 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

介護予防支援費

基本部分	
イ 介護予防支援費(1月につき)	(438単位)
ロ 初回加算	(1月につき +300単位)
ハ 委託連携加算	(+300単位)

※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防支援費のイについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

介護報酬の算定構造

地域密着型サービス

: 令和3年4月改定箇所

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費
- 2 夜間対応型訪問介護費
- 2-2 地域密着型通所介護費
- 3 認知症対応型通所介護費
- 4 小規模多機能型居宅介護費
- 5 認知症対応型共同生活介護費
- 6 地域密着型特定施設入居者生活介護費
- 7 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 8 複合型サービス費

II 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防認知症対応型通所介護費
- 2 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- 3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

I 指定地域密着型サービス介護給付費単位数の算定構造

1 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注		
イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅰ) (1月につき)	(1) 訪問看護サービスを行わない場合	要介護1 (5,697 単位)	×98/100	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合	特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	緊急時訪問看護加算	特別管理加算	ターミナルケア加算	
		要介護2 (10,168 単位)									-62単位
		要介護3 (16,883 単位)									-111単位
		要介護4 (21,357 単位)									-184単位
		要介護5 (25,829 単位)									-233単位
	(2) 訪問看護サービスを行う場合	要介護1 (8,312 単位)	事業所と同一建物の利用者にサービスを行う場合 1月につき-600単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき+315単位	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合+2,000単位			
		要介護2 (12,985 単位)							-91単位		
		要介護3 (19,821 単位)							-141単位		
		要介護4 (24,434 単位)							-216単位		
		要介護5 (29,601 単位)							-266単位		
ロ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護費(Ⅱ) (1月につき)	要介護1 (5,697 単位)	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 1月につき-900単位	+15/100	+10/100	+5/100	1月につき+315単位	死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合+2,000単位				
	要介護2 (10,168 単位)							-62単位			
	要介護3 (16,883 単位)							-111単位			
	要介護4 (21,357 単位)							-184単位			
	要介護5 (25,829 単位)							-233単位			
ハ 初期加算 (1日につき +30単位)											
ニ 退院時共同指導加算 一体型定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所であって訪問看護サービスが必要な者のみ算定可能 (1回につき +600単位)											
ホ 総合マネジメント体制強化加算 (1月につき 1,000単位を加算)											
ヘ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1月につき +100単位)										
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1月につき +200単位)										
ト 認知症専門ケア加算	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)										
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)										
チ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +750単位)										
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +640単位)										
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +350単位)										
リ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)										
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)										
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)										
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)										
レ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計									
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)										

：「特別地域定期巡回・随時対応型訪問介護看護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「緊急時訪問看護加算」、「特別管理加算」、「ターミナルケア加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」については、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該算前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能

※ 令和3年9月30日までの間は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

【脚注】

1. 単位数算定記号の説明

- +〇〇単位 ⇒ 所定単位数 + 〇〇単位
- 〇〇単位 ⇒ 所定単位数 - 〇〇単位
- ×〇〇/100 ⇒ 所定単位数 × 〇〇/100
- +〇〇/100 ⇒ 所定単位数 + 所定単位数×〇〇/100

2 夜間対応型訪問介護費

基本部分		注 24時間通報 対応加算	注 事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合	注 特別地域夜間 対応型訪問介 護加算	注 中山間地域等 における小規 模事業所加算	注 中山間地域等 に居住する者 へのサービス 提供加算
イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費 (1月につき 1,025単位)	1月につき 610単位	事業所と同一 建物の利用者 又はこれ以外 の同一建物の 利用者20人 以上にサービ スを行う場合 ×90/100			
	定期巡回サービス費 (1回につき 386単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅰ) (1回につき 588単位)					
	随時訪問サービス費(Ⅱ) (1回につき 792単位)					
ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) (1月につき 2,800単位)			事業所と同一 建物の利用者 50人以上に サービスを行う 場合 ×85/100			
ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき +3単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき +4単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1月につき +90単位)				
		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1月につき +120単位)				
ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する 場合(基本夜 間対応型訪問 介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1回につき +22単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき +18単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき +6単位)				
	(2)ロを算定する 場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき +154単位)				
		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき +126単位)				
		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき +42単位)				
ホ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×137/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×100/1000)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×55/1000)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)					
ヘ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×63/1000)	注 所定単位は、イからニまでにより算定した単位数の 合計				
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×42/1000)					

：「特別地域夜間対応型訪問介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目
「事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合」を適用する場合は、支給限度基準額の算定の際、当該減算前の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。

※ 令和3年9月30日までの間は、夜間対応型訪問介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。

4 小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注	注	注	注				
		登録者数が登録定員を超える場合	従業者の員数が基準を満たさない場合又は	過少サービスに対する減算	特別地域小規模多機能型居宅介護加算				
					中山間地域等における小規模事業所加算				
					中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算				
イ 小規模多機能型居宅介護費 (1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合 (2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1 (10,423 単位) 要介護2 (13,318 単位) 要介護3 (22,283 単位) 要介護4 (24,593 単位) 要介護5 (27,117 単位)	要介護1 (9,391 単位) 要介護2 (13,802 単位) 要介護3 (20,076 単位) 要介護4 (22,158 単位) 要介護5 (24,433 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+10/100	+5/100
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1 (570 単位) 要介護2 (638 単位) 要介護3 (707 単位) 要介護4 (774 単位) 要介護5 (840 単位)							
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 30単位を加算)							
ニ 認知症加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症加算(Ⅰ) (2) 認知症加算(Ⅱ)	(1月につき 800単位を加算) (1月につき 500単位を加算)							
ホ 認知症行動・小規模状態急変対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))							
ヘ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)							
ト 看護職員配置加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 看護職員配置加算(Ⅰ) (2) 看護職員配置加算(Ⅱ) (3) 看護職員配置加算(Ⅲ)	(1月につき 900単位を加算) (1月につき 700単位を加算) (1月につき 480単位を加算)							
チ 看取り連携体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1日につき 64単位を加算)							
リ 訪問体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)							
ル 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)							
レ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +100単位) (1月につき +200単位)							
ロ 口腔栄養スクリーニング加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))							
リ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)							
カ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合 (2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 350単位を加算)	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 250単位を加算) (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 210単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1月につき 120単位を加算)						
キ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +所定単位×102/1000) (1月につき +所定単位×74/1000) (1月につき +所定単位×41/1000) (1月につき +(3)の90/100) (1月につき +(3)の80/100)				注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
ク 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×15/1000) (1月につき +所定単位×12/1000)				注 所定単位は、イからロまでにより算定した単位数の合計			
: 「特別地域小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「訪問体制強化加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額連綿の算定の際、イ(1)の単位数を算入 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能 ※ 令和3年9月30日までの間は、小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。									

5 認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注			
			夜勤を行う職員 の勤務条件 基準を満たさ ない場合	利用者の数が 利用定員を超 える場合	介護従業者の 員数が基準に 満たない場合	身体拘束廃止 未実施減算	ユニットで生 活を行う職員 の員数を2人 以上とする場 合	夜間支援体 制加算(Ⅰ)	夜間支援体 制加算(Ⅱ)	認知症行動 心理症状緊 急対応加算	若年性認知 症利用者受 入加算
イ 認知症対応型共同生活 介護費 (1日につき)	(1) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要介護1 (754 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき 二50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日幅を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 (930 単位)				-80単位					
		要介護3 (923 単位)				-82単位					
		要介護4 (940 単位)				-84単位					
		要介護5 (958 単位)				-86単位					
	(2) 認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要介護1 (752 単位)				-75単位					
		要介護2 (916 単位)				-79単位					
		要介護3 (911 単位)				-81単位					
		要介護4 (927 単位)				-83単位					
		要介護5 (944 単位)				-84単位					
ロ 短期利用認知症対応型 共同生活介護費 (1日につき)※	(1) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅰ)	要介護1 (752 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位	1日につき 二50単位	1日につき +50単位	1日につき +25単位	1日につき +200単位 (7日幅を 限度)	1日につき +120単位
		要介護2 (916 単位)				-80単位					
		要介護3 (923 単位)				-82単位					
		要介護4 (940 単位)				-84単位					
		要介護5 (958 単位)				-86単位					
	(2) 短期利用認知症対応型共同生活 介護費(Ⅱ)	要介護1 (750 単位)				-75単位					
		要介護2 (916 単位)				-79単位					
		要介護3 (940 単位)				-81単位					
		要介護4 (957 単位)				-83単位					
		要介護5 (973 単位)				-84単位					
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
注 看取り介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 死亡日以前31日以上45日以下		(1日につき 72単位を加算)								
	(2) 死亡日以前4日以上30日以下		(1日につき 144単位を加算)								
	(3) 死亡日以前2日又は3日		(1日につき 680単位を加算)								
	(4) 死亡日		(1日につき 1,280単位を加算)								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 医療連携体制加算	(1) 医療連携体制加算(Ⅰ)		(1日につき 39単位を加算)								
	(2) 医療連携体制加算(Ⅱ)		(1日につき 49単位を加算)								
	(3) 医療連携体制加算(Ⅲ)		(1日につき 59単位を加算)								
ホ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ヘ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ)		(1日につき 3単位を加算)								
	(2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ)		(1日につき 4単位を加算)								
ト 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		(1月につき 100単位を加算)								
	(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		(1月につき 200単位を加算)								
チ 栄養管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき +30単位を加算)								
リ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 30単位を加算)								
ミ 口腔栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ル 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1月につき 40単位を加算)								
ゾ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)		(1日につき 22単位を加算)								
	(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)		(1日につき 18単位を加算)								
	(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)		(1日につき 6単位を加算)								
ク 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×111/1000)								
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×81/1000)								
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		(1月につき +所定単位×45/1000)								
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		(1月につき +(3)の90/100)								
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)		(1月につき +(3)の80/100)								
カ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		(1月につき +所定単位×31/1000)								
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		(1月につき +所定単位×23/1000)								

注
歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合

注
所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

注
所定単位数は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ 短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の十に相当する単位数を算定する。

6 地域密着型特定施設入居者生活介護費

基本部分	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	注	
イ 地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (242 単位) 要介護2 (402 単位) 要介護3 (612 単位) 要介護4 (742 単位) 要介護5 (912 単位)	看護・介護職員の 員数が定数に満た ない場合	身体拘束禁止条 実施減算	人員継続実施加 算(Ⅰ)	人員継続実施加 算(Ⅱ)	生活機能向上運 動実施加算(Ⅰ)	生活機能向上運 動実施加算(Ⅱ)	認知機能訓練加 算(Ⅰ)	認知機能訓練加 算(Ⅱ)	認知機能訓練加 算(Ⅲ)	認知機能訓練加 算(Ⅳ)	夜間看護体制 加算	若年施設老人 者受入加算	医療連携連携 加算	口腔衛生管理体 制加算	認知・学習大ク リニック加算
ロ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費(1日につき)	要介護1 (242 単位) 要介護2 (402 単位) 要介護3 (612 単位) 要介護4 (742 単位) 要介護5 (912 単位)															
ハ 送迎・送迎待機加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)															
ニ 看察介護加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 午前0時から午前2時までの 4時間につき 10単位を加算 (2) 午前2時から午前4時の 2時間につき 14単位を加算 (3) 午前4時から午前6時の 2時間につき 80単位を加算 (4) 夜間日 (1日につき 1,200単位を加算) (5) 夜間夜間 (1日につき 1,200単位を加算) (6) 午前0時から午前2時までの 4時間につき 10単位を加算 (7) 午前2時から午前4時の 2時間につき 14単位を加算 (8) 午前4時から午前6時の 2時間につき 80単位を加算 (9) 夜間日 (1日につき 1,200単位を加算)															
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)	(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)															
ヘ 認知症介護支援加算(イを算定する場合のみ算定)	(1日につき 30単位を加算)															
ヒ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 20単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 16単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)															
三 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×82/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×60/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×32/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(V) (1日につき +(3)の80/100)															
エ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×18/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×12/1000)															

※ 短期利用地域密着型特定施設入居者生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)及び介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)については、当該区分利用日までの算定期間。
 ※ 本施設に利用日までの間、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)及び(Ⅱ)について、所定単位の70%に相当する単位数を算定する。

8 複合型サービス費

基本部分		注	注	注	注	注	注	注	注	注		
		登録者数が登録定員を超える場合は	従業者の員数が基準に満たない場合は	過少サービスに対する減算	サテライト体制未整備減算	特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	訪問看護体制減算(1月につき)	末期の悪性腫瘍等により医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1月につき)	特別の指示により隣国に医療保険の訪問看護が行われる場合の減算(1日につき)	
イ 看護小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要介護1(12,438 単位) 要介護2(17,401 単位) 要介護3(24,454 単位) 要介護4(27,774 単位) 要介護5(31,386 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	×97/100	+15/100	+10/100	+5/100	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要介護1(11,026 単位) 要介護2(15,638 単位) 要介護3(22,042 単位) 要介護4(25,000 単位) 要介護5(28,278 単位)								-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-925単位 -925単位 -925単位 -1,850単位 -2,914単位	-30単位 -30単位 -30単位 -60単位 -95単位
ロ 短期利用居宅介護費(1日につき)		要介護1(570 単位) 要介護2(807 単位) 要介護3(705 単位) 要介護4(774 単位) 要介護5(838 単位)										
ハ 初期加算(イを算定する場合のみ算定)(1日につき 30単位を加算)												
ニ 認知症加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症加算(Ⅰ)(1月につき 800単位を加算) (2) 認知症加算(Ⅱ)(1月につき 500単位を加算)										
ホ 認知症行動・理解支援加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 認知症行動・理解支援加算(Ⅰ)(1月につき 200単位を加算(7日間を限度))										
ヘ 若年性認知症利用者等入居加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 800単位を加算)										
ニ 介護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 50単位を加算)										
ホ 介護改善加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 200単位を加算(1回につき2回を限度))										
イ ロ控・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) ロ控・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(4回につき 20単位を加算(6月に1回を限度)) (2) ロ控・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(1回につき 5単位を加算(6月に1回を限度))										
ロ ロ控検診向上加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) ロ控検診向上加算(Ⅰ)(1回につき +150単位(月2回を限度)) (2) ロ控検診向上加算(Ⅱ)(1回につき +150単位(月2回を限度))										
ハ 退院時共同指導加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 600単位を加算)										
ニ 緊急時訪問看護加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 574単位を加算)										
イ 特別管理加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 特別管理加算(Ⅰ)(1月につき 500単位を加算) (2) 特別管理加算(Ⅱ)(1月につき 250単位を加算)										
ロ ターミナルケア加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 2,000単位を加算)										
ハ 看護体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 看護体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 3,000単位を加算) (2) 看護体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 2,500単位を加算)										
ニ 訪問体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)										
ホ 総合マネジメント体制強化加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)										
イ 介護マネジメント加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 介護マネジメント加算(Ⅰ)(1月につき 3単位を加算) (2) 介護マネジメント加算(Ⅱ)(1月につき 13単位を加算)										
ロ 福祉支援加算(イを算定する場合のみ算定)		(1) 福祉支援加算(Ⅰ)(1月につき 10単位を加算) (2) 福祉支援加算(Ⅱ)(1月につき 15単位を加算) (3) 福祉支援加算(Ⅲ)(1月につき 20単位を加算)										
ハ 社会的介護員養成加算(イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)										
イ サービス提供体制強化加算		(1) イを算定している場合 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(1月につき 750単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 640単位を加算) (四) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 350単位を加算) (五) サービス提供体制強化加算(Ⅳ)(1月につき 25単位を加算) (2) ロを算定している場合 (二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ)(1月につき 21単位を加算) (三) サービス提供体制強化加算(Ⅲ)(1月につき 12単位を加算)										
ニ 介護職員処遇改善加算		(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき +所定単位×102/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +所定単位×74/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)(1月につき +所定単位×41/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)(1月につき +(3)×90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1月につき +(3)×80/100)										
ホ 介護職員等特定処遇改善加算		(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)(1月につき +所定単位×15/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)(1月につき +所定単位×12/1000)										

注 死亡日及び死亡前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合

注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

注 所定単位は、イからエまでにより算定した単位数の合計

※ 「特別地域看護小規模多機能型居宅介護加算」「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」「緊急時訪問看護加算」「特別管理加算」「ターミナルケア加算」「看護体制強化加算」「訪問体制強化加算」「総合マネジメント体制強化加算」「サービス提供体制強化加算」「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ イ(2)を算定する場合は、支給限度額管理の対象外(イ(1))の単位数を算入

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅶ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能

※ 令和3年9月30日までの間は、複合型サービスのイ及びロにおいて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する

Ⅱ 指定地域密着型介護予防サービス介護給付費単位の算定構造
1 介護予防認知症対応型通所介護費

基本部分	利用者の認知症対応型介護給付費の算定		介護者の介護給付費の算定		介護者の介護給付費の算定		介護者の介護給付費の算定		介護者の介護給付費の算定		介護者の介護給付費の算定		介護者の介護給付費の算定		介護者の介護給付費の算定		介護者の介護給付費の算定		介護者の介護給付費の算定		介護者の介護給付費の算定		介護者の介護給付費の算定	
	利用者の認知症対応型介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費	介護者の介護給付費
イ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(Ⅰ)	(一) 3時間以上 5時間未満	要介護1 (1,100 単位)	×63/100																					
		要介護2 (1,100 単位)																						
		要介護3 (1,100 単位)																						
		要介護4 (1,100 単位)																						
		要介護5 (1,100 単位)																						
		要介護6 (1,100 単位)																						
		要介護7 (1,100 単位)																						
	(二) 5時間以上 7時間未満	要介護1 (1,100 単位)	×70/100																					
		要介護2 (1,100 単位)																						
		要介護3 (1,100 単位)																						
		要介護4 (1,100 単位)																						
		要介護5 (1,100 単位)																						
		要介護6 (1,100 単位)																						
		要介護7 (1,100 単位)																						
(三) 7時間以上 9時間未満	要介護1 (1,100 単位)	×70/100																						
	要介護2 (1,100 単位)																							
	要介護3 (1,100 単位)																							
	要介護4 (1,100 単位)																							
	要介護5 (1,100 単位)																							
	要介護6 (1,100 単位)																							
	要介護7 (1,100 単位)																							
ロ 介護予防 認知症対応型 通所介護費(Ⅱ)	(1) 3時間以上4時間未満	要介護1 (1,100 単位)	×63/100																					
		要介護2 (1,100 単位)																						
		要介護3 (1,100 単位)																						
		要介護4 (1,100 単位)																						
		要介護5 (1,100 単位)																						
		要介護6 (1,100 単位)																						
	(2) 4時間以上5時間未満	要介護1 (1,100 単位)	×63/100																					
		要介護2 (1,100 単位)																						
		要介護3 (1,100 単位)																						
		要介護4 (1,100 単位)																						
		要介護5 (1,100 単位)																						
		要介護6 (1,100 単位)																						
	(3) 5時間以上6時間未満	要介護1 (1,100 単位)	×63/100																					
		要介護2 (1,100 単位)																						
要介護3 (1,100 単位)																								
要介護4 (1,100 単位)																								
要介護5 (1,100 単位)																								
要介護6 (1,100 単位)																								
(4) 6時間以上7時間未満	要介護1 (1,100 単位)	×63/100																						
	要介護2 (1,100 単位)																							
	要介護3 (1,100 単位)																							
	要介護4 (1,100 単位)																							
	要介護5 (1,100 単位)																							
	要介護6 (1,100 単位)																							
(5) 7時間以上8時間未満	要介護1 (1,100 単位)	×63/100																						
	要介護2 (1,100 単位)																							
	要介護3 (1,100 単位)																							
	要介護4 (1,100 単位)																							
	要介護5 (1,100 単位)																							
	要介護6 (1,100 単位)																							
(6) 8時間以上9時間未満	要介護1 (1,100 単位)	×63/100																						
	要介護2 (1,100 単位)																							

サービス提供 体制強化加算	介護職員処遇 改善加算	介護職員等 特定処遇改善加算
(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 100 単位)	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 100 単位)	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1日につき 100 単位)
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 10 単位)	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 10 単位)	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1日につき 10 単位)
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 10 単位)	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 10 単位)	(3) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ) (1日につき 10 単位)
(4) サービス提供体制強化加算(Ⅳ) (1日につき 10 単位)	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 10 単位)	(4) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅳ) (1日につき 10 単位)
(5) サービス提供体制強化加算(Ⅴ) (1日につき 10 単位)	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 10 単位)	(5) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ) (1日につき 10 単位)
(6) サービス提供体制強化加算(Ⅵ) (1日につき 10 単位)	(6) 介護職員処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき 10 単位)	(6) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅵ) (1日につき 10 単位)

注：この表は、介護サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅵ)、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅵ)、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の算定に使用する。介護サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅵ)は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の算定に使用する。介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅵ)は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の算定に使用する。介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅵ)は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の算定に使用する。サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅵ)は、サービス提供体制強化加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の算定に使用する。介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅵ)は、介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の算定に使用する。介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅵ)は、介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅵ)の算定に使用する。

2 介護予防小規模多機能型居宅介護費

基本部分		注		注	注	注	注
		登録者数が登録定員を超える場合	又は 従業者の員数が基準を満たさない場合	過少サービスに対する減算	特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算	中山間地域等における小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算
イ 介護予防小規模多機能型居宅介護費(1月につき)	(1) 同一建物に居住する者以外の者に対して行う場合	要支援1 (3,438 単位)	×70/100	×70/100	×70/100	+15/100	+5/100
		要支援2 (6,948 単位)					
	(2) 同一建物に居住する者に対して行う場合	要支援1 (3,098 単位)					
		要支援2 (6,260 単位)					
ロ 介護予防短期利用居宅介護費(1日につき)	要支援1 (423 単位)						
	要支援2 (529 単位)						
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)		1日につき 30単位を加算					
ニ 認知症行動・心理症状緊急対応加算(ロを算定する場合のみ算定)		(1日につき 200単位を加算(7日間を限度))					
ホ 若年性認知症利用者受入加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 450単位を加算)					
ヘ 総合マネジメント体制強化加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 1,000単位を加算)					
ト 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	(1月につき +100単位)					
	(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	(1月につき +200単位)					
チ 日誌・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)		(1回につき 20単位を加算(6月に1回を限度))					
リ 社会的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)		(1月につき 40単位を加算)					
ヌ サービス提供体制強化加算	(1) イを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 750単位を加算)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計				
		(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 640単位を加算)					
(2) ロを算定している場合	(一) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1月につき 350単位を加算)	注 所定単位は、イからヌまでにより算定した単位数の合計					
	(二) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1月につき 25単位を加算)						
ヒ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×102/100)					
	(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×74/100)					
	(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	(1月につき +所定単位×41/100)					
	(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	(1月につき +(3)の90/100)					
	(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(1月につき +(3)の80/100)					
コ 介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	(1月につき +所定単位×15/100)					
	(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	(1月につき +所定単位×12/100)					
: 「特別地域介護予防小規模多機能型居宅介護加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」、「総合マネジメント体制強化加算」、「サービス提供体制強化加算」、「介護職員処遇改善加算」及び「介護職員等特定処遇改善加算」は、支給限度額管理の対象外の算定項目 ※ イ(2)を算定する場合は、支給限度基準額の算定の際、イ(1)の単位数を算入 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防小規模多機能型居宅介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。							

3 介護予防認知症対応型共同生活介護費

基本部分			注	注	注	注	注	注	注		
イ 介護予防認知症対応型共同生活介護費	(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (760 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -75単位	2ユニットで夜勤を行う職員を2人以上とする場合 1日につき -50単位	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき +200単位 (7日間を限度)	若年性認知症利用者受入加算 1日につき +120単位
	(2) 介護予防認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (748 単位)									
ロ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費※	(1) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅰ)	要支援2 (788 単位)	×97/100	×70/100	×70/100	-76単位 -75単位	2ユニットで夜勤を行う職員を2人以上とする場合 1日につき -50単位	夜間支援体制加算(Ⅰ) 1日につき +50単位	夜間支援体制加算(Ⅱ) 1日につき +25単位	認知症行動・心理症状緊急対応加算 1日につき +200単位 (7日間を限度)	若年性認知症利用者受入加算 1日につき +120単位
	(2) 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費(Ⅱ)	要支援2 (776 単位)									
注 入院時費用			利用者が病院又は診療所への入院を要した場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき246単位を算定								
ハ 初期加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
ニ 退居時相談援助加算			(400単位を加算(利用者1人につき1回を限度))								
ホ 認知症専門ケア加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1) 認知症専門ケア加算(Ⅰ) (1日につき 3単位を加算) (2) 認知症専門ケア加算(Ⅱ) (1日につき 4単位を加算)								
ヘ 生活機能向上連携加算			(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ) (1日につき 100単位を加算) (2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ) (1日につき 200単位を加算)								
ト 安全管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき +30単位を加算)								
チ 口腔衛生管理体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 30単位を加算)								
リ 口腔・栄養スクリーニング加算(イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 20単位を加算(6月に1回を限度))								
ヌ 科学的介護推進体制加算 (イを算定する場合のみ算定)			(1日につき 40単位を加算)								
ヒ サービス提供体制強化加算			(1) サービス提供体制強化加算(Ⅰ) (1日につき 22単位を加算) (2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1日につき 18単位を加算) (3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1日につき 6単位を加算)								
コ 介護職員処遇改善加算			(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×111/1000) (2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×81/1000) (3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (1月につき +所定単位×45/1000) (4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ) (1月につき +(3)の90/100) (5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ) (1月につき +(3)の80/100)								
ク 介護職員等特定処遇改善加算			(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) (1月につき +所定単位×31/1000) (2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) (1月につき +所定単位×23/1000)								

※ 介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費は、区分支給限度基準額に含まれる。
 ※ 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び介護職員処遇改善加算(Ⅴ)については、令和4年3月31日まで算定可能。
 ※ 令和3年9月30日までの間は、介護予防認知症対応型共同生活介護費のイ及びロについて、所定単位数の千分の千一に相当する単位数を算定する。